

受託業務に係る人件費の最低単価規程

合同会社うさぎ企画

第1条（目的）

当規定は、当社が受託し、または、請け負う業務（以下「受託業務」という）の実施に必要な見積りに適用する最低単価に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（労務費）

1. 受託事業の実施に際し必要な経費の見積りは、この規定に基づき計算するものとする。
2. 人件費最低単価は以下の表の金額を用いる。
3. 当該受託事業を受託、または発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託または発注するものと当社との間で協議することとする。

第3条（その他の経費）

労務費のほか旅費、物品費等その他受託事業の実施に必要な経費については、予想される実費により計算する。

■受託人件費の最低単価（単価：円／1日＝7.5時間）

職務区分	基準日額単価	基準時給単価
代表社員	150,000	20,000
社員	75,000	10,000

制定日：令和5年4月1日